

会 議 録

令和7年度 第3回藤沢市子ども・子育て会議

開催日時 2026年(令和8年)1月23日(金) 10:01~11:03

開催場所 藤沢市役所本庁舎8階 8-1会議室

出席者 委員18名(うち、職員1名)

澁谷委員長、金子委員、齋藤委員、奈良岡委員、森委員、田淵委員、
和田委員、亀山委員、松崎委員、成田委員、三ツ橋委員、
坂本(結)委員、野際委員、小沼委員、高見委員、田中委員、林委員、
三ツ井委員

事務局25名

子ども総務課(杉田参事、田淵主幹、天川課長補佐、佐々木課長補佐、
齋藤職員、有馬職員、中谷職員)

こども家庭センター(越川センター長、鶴井主幹、大庭センター長補佐、
金子センター長補佐)

親子すこやか課(原田課長)

保育課(高田参事、作井主幹、田遠主幹、小鈴課長補佐、小峰課長補佐、
山中課長補佐、田野主査)

子育て給付課(柏木課長補佐)

青少年課(倉本課長、小澤課長補佐、西崎課長補佐、畑中主査、
中野主任)

欠席者 委員6名

内 容

1 開 会

2 議 事

(1) 第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の策定について

(2) 市内幼稚園の認定こども園への移行について

3 その他（情報提供）

(1) 藤沢市少年の森再整備事業における進捗状況について

(2) 物価高対応子育て応援手当について

1 開 会

○事務局（子ども総務課）

皆様、おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから令和7年度第3回藤沢市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

私は藤沢市子ども総務課、田淵と申します。議事に入るまで私が進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の一番上にある会議次第の裏面をごらんください。本日は、名簿ナンバー11番、鬼塚健自委員、14番、寶川雅子委員、15番、井本園江委員、16番、杉山徹委員、18番、石川和花委員、20番、坂本陽香委員から欠席のご連絡を、また名簿6番、和田武彦委員から途中参加のご連絡をいただいていることをご報告させていただきますとともに、現時点で委員24名中16名のご出席をいただいていることから、藤沢市子ども・子育て会議条例第7条第2項「会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」との条件を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

なお、名簿5番、田淵恵美委員につきましては、ZOOMで参加をされております。

続きまして、本日使用する資料を確認させていただきます。机上に配付させていただいたものですが、まず、会議次第、今ごらんいただいたものです。続いて、資料1-1がA4の2枚でホチキスどめをしてあるものです。資料1-2、厚い冊子の資料です。資料2、A4の横サイズが1枚です。こちらの資料については修正がございまして、会議の直前になってしまったのですが、本日、修正後の資料をメールで送付させていただいております。あわせて、机上に修正後の資料を配付させていただいておりますので、後ほどこちらの資料で審議をしていただければと思っております。資料3-1はA4の1枚、両面刷りです。資料3-2はA4の横サイズの1枚です。最後に資料4、A4が2枚でホチキスどめ

されたもの。以上7点と、皆様にお持ちくださるようお願いしております「藤沢市子ども・若者共育計画」の冊子1点、合計8点になります。

資料につきまして、不足等がございましたら事務局にお申し出をお願いいたします。資料の過不足等について、よろしいでしょうか。——ありがとうございます。

次に、会議の進行についてですが、会議録の作成を事業者に依頼していることから、速記者が同席しております。委員が発言される際には事務局がマイクをお持ちしますので、マイクを通じてお願いいたします。

あわせて、ZOOMでの録画もさせていただいておりますので、ご了承ください。

また、本日は、一部の委員につきまして、オンラインで参加いただいております。オンライン参加されている委員におかれましては、原則、音声をオフにして会議にご参加いただき、ご発言の際に音声をオンとするようお願いいたします。

最後に、本日の会議の情報公開の取扱いについてご案内いたします。

本日の会議ですが、この会議は地方自治法の規定に基づく市の附属機関に位置づけられており、藤沢市情報公開条例第30条の規定においては会議は公開することとされておりますが、次第2「議事」の(1)及び次第3「その他」の(1)につきましては、藤沢市情報公開条例第6条第3号に規定する実施機関内部の審議に関する情報であって、公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるものであることから、同条例第30条第2号の規定に該当するため、非公開としたいと考えております。

また、藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱第6条の規定に基づき、会議資料につきましては、資料1-1、資料1-2、3-1、3-2を非公開としたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局（子ども総務課）

ご異議がございませんので、本日の会議は一部非公開とさせていただきます。

なお、資料1-1、1-2、3-1、3-2につきましては、本日この会場に出席されている委員におかれましては、委員会終了後に回収させていただきたいと思っておりますので、机の上に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。その他の委員におかれましては、令和7年度第4回会議の際に回収させていただきますので、それまではお手元で保管いただき、外部への公表はお控えくださいますようお願いいたします。

それでは、この後の進行は澁谷委員長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2 議 事

(1) 第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の策定について

非公開

3 その他（情報提供）

(1) 藤沢市少年の森再整備事業における進捗状況について

非公開

2 議 事（続）

(2) 市内幼稚園の認定こども園への移行について

○澁谷委員長

議事としては、次第2「議事」に戻る形になります。議事（2）「市内幼稚園の認定こども園への移行について」、こちらに関連する資料をお手元にご用意いただきながら、事務局から説明をお願いしたいと思います。ご担当課の方、よろしくお願いいたします。

○事務局（保育課）

保育課の山中と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、「市内幼稚園の認定こども園への移行について」、ご説明をさせていただきます。

お手元に資料2をご用意ください。資料2については、冒頭にご説明ありましたとおり、本日、資料が差しかえとなっておりますので、ご注意くださいご確認いただければと思います。

では、資料の左上からご説明させていただきます。このたび、令和8年4月に市内幼稚園3施設が認定こども園へ移行を予定していることから、この内容についてご報告するとともに、あわせて子ども・子育て支援法第31条の規定に基づき、移行を予定する施設の利用定員を設定するに当たり、本会議において意見を聴取し、神奈川県知事へ届け出を行うことになってございます。

まず、認定こども園とは、教育及び保育の一体的な提供による利用者の利便性の向上と待機児童の解消を目的に国が設置を推進する施設であり、本市においても藤沢市子ども・

若者共育計画への位置づけを進める中で、移行の支援を行っているものです。

次に、このたび移行を予定している幼稚園の概要についてです。資料の上から2段目に記載している「令和8年度4月移行予定の幼稚園の概要」の表をごらんください。冒頭に説明させていただきましたが、市内幼稚園3施設が令和8年4月に認定こども園へ移行を予定しております。

移行を予定している3施設のうち、青木幼稚園については、令和7年4月、今年度の初め、特定教育・保育施設の確認を受けまして、子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園、いわゆる施設型給付を受ける幼稚園へ既に移行しており、今回はこの施設型給付を受ける幼稚園から認定こども園へ移行する予定となっております。

また、秋葉台幼稚園とこばやし幼稚園については、現在、子ども・子育て支援新制度へまだ移行していない幼稚園ですので、今回、特定教育・保育施設の確認を受けて認定こども園へ移行する予定となっております。

表の中ほどに記載の項目、「施設区分」については、資料の左下の(参考)①「私立幼稚園の認定こども園への移行について」の資料に詳細を掲載しておりますので、必要に応じてご参照いただければと思います。

また、認定こども園については、資料の右下に②「認定こども園(4類型)について」を掲載しておりますので、こちらの表をごらんください。認定こども園は、法的な位置づけなどによって4つに分類されておまして、このたびの移行については、3施設全て幼稚園型認定こども園への移行となっております。幼稚園型認定こども園については、従来の学校教育法上の学校としての位置づけはそのままに、保育機能を付加することにより保育ニーズにも対応した施設となります。なお、詳細については表に掲載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に、上の概要の表にお戻りいただきまして、表の右側に記載している「利用定員」についてご説明いたします。まず、幼稚園は、もともと幼稚園を開所した際に認可定員というものが設定されております。これは、各施設における受入児童数の上限として県から認可された定員数を示すものです。これに対して利用定員とは、特定教育・保育施設の確認を受ける施設が、各施設の直近の利用人数や今後の見通し、施設の移行等を踏まえて、施設の申請に基づき認可定員の範囲内で市が認定する定員となっております。

特定教育・保育施設の確認を受けて子ども・子育て支援新制度へ移行することにより、施設は、国が定める公定価格に基づく施設型給付費の支給を受けることとなります。利用

定員とは、その施設型給付費の算定の基礎となるものです。ちょっとわかりづらい部分があるのですが、もともと幼稚園さんは、新制度に移行する前は、基本的な保育料、無償化になる2万5700円と、経常費補助といいまして、県から補助金を受けており、主にはその2つで運営していますが、新制度に移行すると、先ほど申し上げたように国が定める公定価格に基づく施設型給付費の給付を受け、それをもとに運営することになります。

この公定価格というものが、施設の所在地、日本のどこにあるか、またその施設の利用定員が何人なのかというところで価格が決まってくる、要するに給付費が決まってくるので、それを定めるということになります。

各施設の利用定員については、今回は3施設全てが認定こども園へ移行することから、教育利用枠である1号認定と、保育利用枠である2号認定を、それぞれ設定することとなります。

まず、青木幼稚園については、2号認定の利用定員は、3歳児が10名、4歳児が10名、5歳児が10名の30名としております。1号認定は180名なので、1号、2号を合わせて210名になります。

次に、秋葉台幼稚園については、2号認定の利用定員は、3歳が6名、4歳が7名、5歳が7名の計20名、1号認定は145名なので、1号、2号を合わせますと165名になります。

最後に、こばやし幼稚園については、2号認定の利用定員は、3歳が6名、4歳が7名、5歳が7名の計20名、1号認定は150名なので、1号、2号を合わせますと170名になります。

これらの利用定員の設定については、施設の意向や実情を踏まえて決定しております。

以上で、「市内幼稚園の認定こども園への移行について」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○澁谷委員長

制度そのものがなかなか複雑なので、どうしても質問しづらいところはあるかと思いますが、本件について、この会議体としては、基本的には定員の確認をすることが主題にはなりますが、市内の小学校就学前の保育教育の保障とかかわって、何か皆様のほうでお気づきの点があれば、この場でご意見、ご質問を伺いながら本件について理解を深めて、会議体としての意見をまとめていきたいと思っております。

何かご意見等ございますでしょうか。

○齋藤委員

よつば保育園の齋藤と申します。

すぐく制度が難しいと思いますが、この認定こども園への移行では、待機児童の解消とか利用者の利便性の向上みたいなところを目的として行われると理解しています。実際に認可定員が490名で利用定員210名ということで、待機児童に関しては、これになることによってどういうインパクトというか、どうなっていくのか。

それからもう一つ、利用者の利便性です。実はずちの保育士にも該当の幼稚園さんに通っている職員がいるのですが、認定こども園になることによって、利用するに当たっての金額がふえたと聞いているのです。その辺のからくりがちょっとよくわからないのですが、その辺の部分で利便性が本当に上がっているのかという疑問があります。そこについて把握されていることがあれば教えていただきたいと思っています。

○澁谷委員長

事務局、大きく2点あったかと思いますが、ご回答をお願いします。

○事務局（保育課）

まず、認可定員が490名で利用定員が210名というところですが、認可定員というのは、施設建物の枠が490名ありますよということなので、施設としては最大で490名受け入れることができます。利用定員の設定については国の方針を定めておきまして、基本的には認可定員と同じに定めなさいよと。ただし実情において当然そこまでいかないという施設はたくさんありますので、それは現在の利用児童数を見て設定しなさいということで、そこをもとに設定をさせていただいております。

今回、保育枠の利用定員が青木幼稚園は10、10、10で30人です。ここについては、もちろん30人の枠で待機児童がすぐ解消するわけではありませんが、こういうことの積み重ねが待機児童解消に向けて一つずつ必要なのかなと考えております。

2点目のご質問、利用料がふえてしまったのではないかとということなんです。基本的に、新制度に移行しますと、3歳児クラス以上は、保育料は基本的に無料になります。ただ、実費徴収とかがございますので、そこについては実費負担分は利用者の負担になってきます。

青木幼稚園さんは、英語クラスとか、いろいろクラスの編成がかなり複雑になっているというお話を聞いていますので、恐らくそこら辺が絡んでいるのかな。前に園にお話を聞いたときにはそのような回答がございました。その英語クラスがあつたり通常クラスがあ

ったりとかで、自己負担分がかなり複雑な料金体系をされているそうなので、恐らくその関係かな。ちょっと詳しい状況がわからないので何とも言えないので、推測ですが、そこが絡んでいるのかなと思っております。

○齋藤委員

3歳、4歳、5歳、特に4～5歳に関しては、それほど大きく待機児童がいるという認識ではなかったのですが、そこを解消したいということでしょうか。

○事務局（保育課）

もちろん0～2歳児に比べれば、3～4歳児の待機児童数は、現状ではかなり少なくなっていると思います。ただ、小規模卒園児の行き先の確保とか、そういう部分はまだ若干必要かなと思います。ただ、今後については、3歳児以上のクラスは年々充足してきていますので、今後の移行についてはそれを踏まえてという形になっていくだろうと思っております。

○澁谷委員長

そのあたりは、もしかしたら部会のほうでも話題になるかもしれませんが、慎重にといいますか、選択肢がふえるのは市民の方にとって当然いいことだと思いますが、運営とのバランスですよね。定員を設定しているけれども、なかなか定員充足ができるのかできないのかわからないみたいな状態が地域の中で続いていくと、ここだけではなく、さまざまな園で人をどれくらいそろえればというところにもいろいろ派生してきます。事業者の状況によく耳を傾けながら、安定して運営ができるようにというところは確認いただければと思います。

利用料は、制度移行したことによって高額になっているという認識ではないわけですね。

○事務局（保育課）

制度を移行したというよりは、基本的な保育料は無料になるのですが、青木幼稚園さんはいろいろな特別課外授業というか、いろいろなクラス設定をされているようで、恐らくその利用料の設定がもしかしたら変わったのかな。そこら辺がどのような状況かわからないので言えないのですが、そういうところが絡んでいるのではないかと思います。

○澁谷委員長

基本的には、そのあたりは事業者、法人の方から利用者さんに対する丁寧な説明があってしかるべき点かと思います。そのようなことで同じような問い合わせ等が出てくるおそれもありますので、市としても可能な限り状況を把握いただければと思います。

○事務局（保育課）

前に似たような件でこちらに直接お話をいただいたこともございましたので、そこは園のほうにお話しして、利用者の方がちゃんと納得できるような説明をしてくださいねということは念を押して申し上げております。

○澁谷委員長

実態的なところもご指摘いただきまして、理解が深まったように思います。

そのほか、何か本件についてご質問等ございますでしょうか。——ないようでしたら、基本的なその考え方といいますか、留意点については少しご指摘をいただきましたので、そのあたりについては把握をいただきながら、定員の設定については、この会議体として特段大きな問題点があるということではないと理解してよろしゅうございますか。——では、こちらのとおり定員の確認をしたということで、進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

3 その他（情報提供）（続）

（2）物価高対応子育て応援手当について

○澁谷委員長

では、あともう一点ですかね。次に、次第3「その他」に移りまして、（2）「物価高対応子育て応援手当について」、事務局からご説明をいただければと思います。

○事務局（子育て給付課）

子育て給付課の柏木と申します。私のほうから、子育て給付課から、1点、情報提供をさせていただきたいと思います。資料4をごらんいただければと思います。

昨年11月に、0から18歳の子ども1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給することが国から示されまして、藤沢市でも子育て応援手当を支給することとなりました。

支給方法については資料中段に記載がございますが、藤沢市で児童手当を受給している方は、（1）申請不要なプッシュ型の支給。職場で児童手当を受給している公務員の方は、（2）申請型支給となります。プッシュ型の方は2月下旬に支給予定となっております、申請型の方は2月上旬から申請を受付して3月以降に支給予定となっております。

参考資料として、別紙のチラシをお渡ししておりますが、これは国の標準の様式でございます、これを藤沢市版にしたものを現在作成中です。作成でき次第、市民センターと

かで配架をして周知をしたいと考えております。また、申請受付日、支給日など、具体的なものについては、現在、委託事業者と調整中ですので、決まり次第、ホームページや広報などでお知らせする予定となっております。

子育て給付課からの情報提供は以上となります。よろしくお願いいたします。

○澁谷委員長

本件も情報提供という位置づけで事務局から承っておりますが、委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。特段ご質問がなければ、こちらは情報提供を承ったということで取り扱いたいと思います。——ないようでしたら、そのように進めさせていただきます。

○澁谷委員長

では、最後ですね。こちらで承っている議題は以上ですが、委員の皆様や事務局から何か追加で情報共有したいこと等ございますでしょうか。——特段ないようですので、予定の時間よりかなり早く進行している状況ではございますが、こちらでお預かりしている案件は以上ということで、最後、事務局から事務連絡があればお願いいたします。

○事務局（子ども総務課）

本日はお忙しい中、藤沢市子ども・子育て会議にご出席をいただき、ありがとうございました。

会議冒頭でも申し上げましたとおり、資料1-1、1-2、3-1、3-2については、本日、会議室8-1でご参加いただいている方につきましては机の上に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。

次に、次回の会議日程をお知らせいたします。次第の中ほどに次回会議日程の日にちを記載しております。次回、令和7年度第4回の会議を開催させていただきますが、3月19（木）の午前中を予定しております。

また、その下に、参考ではございますが、今年度で開催予定の部会日程も記載しておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

最後に、本日、駐車券をお持ちの方がいらっしゃいましたら、会議終了後、事務局の中谷までお持ちいただけますようよろしくお願いいたします。

○澁谷委員長

では、これで本日の日程は全て終了いたしました。速やかな進行へのご協力ありがとう

ございました。お疲れさまでした。

以 上